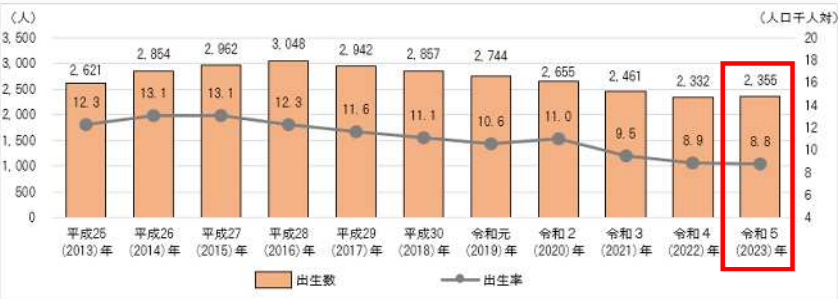
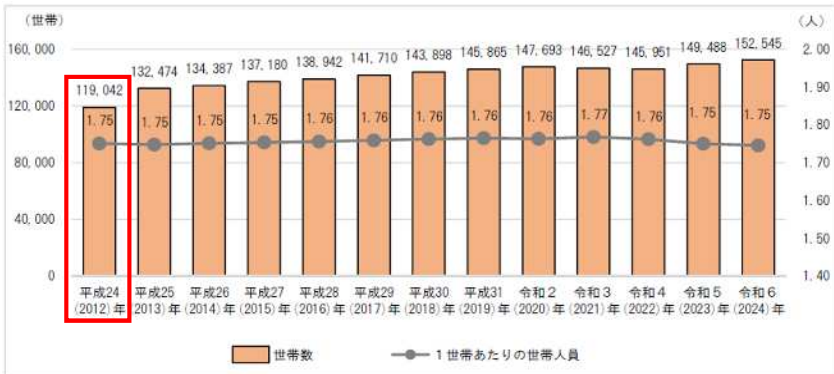
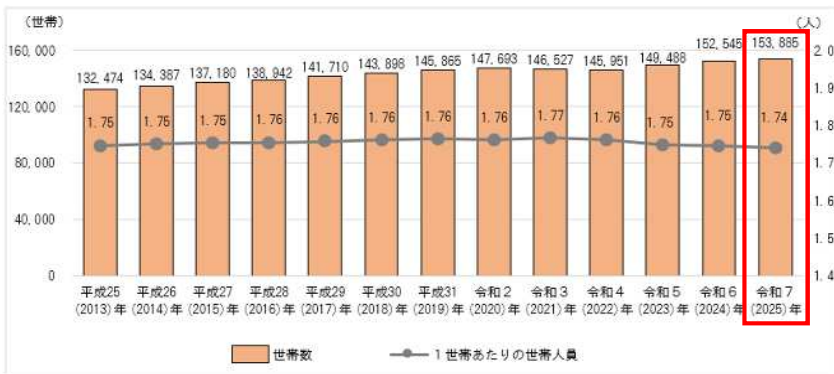


港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）から修正した主な内容

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
1	10	第1章 4 計画の期間 子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間と<u>することが定められています。</u> それに伴い、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」も令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間と<u>します。</u> <u>なお、</u>次世代育成支援対策推進法は令和16（2034）年度までの時限立法であることから、本計画に包含される市町村行動計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画として策定し、計画終了後、令和12（2030）年度から令和16（2034）年度までの計画を策定します。	10	第1章 4 計画の期間 子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間と<u>します。</u> それに伴い、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」も令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を<u>計画期間とします。</u> 次世代育成支援対策推進法は令和16（2034）年度までの時限立法であることから、本計画に包含される市町村行動計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画として策定し、計画終了後、令和12（2030）年度から令和16（2034）年度までの計画を策定します。 <u>なお、計画の中間年度（3年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえて計画の見直しを行います。</u> 変更理由 中間年度に計画の見直しを行うことを踏まえ、記載を修正しました。	子ども政策課
2	16	第2章 1 国・東京都・港区の動向 （2）東京都の動向 ④ こども未来アクション<u>2024</u>、東京都の少子化対策<u>2024</u>の策定 <u>令和6（2024）年2月</u>に、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション<u>2024</u>」、<u>令和6（2024）年度</u>に実践する少子化対策の全体像を整理した「東京都の少子化対策<u>2024</u>」が策定されました。	16	第2章 1 国・東京都・港区の動向 （2）東京都の動向 ④ こども未来アクション<u>2025</u>、東京都の少子化対策<u>2025</u>の策定 <u>令和7（2025）年1月</u>に、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション<u>2025</u>」、<u>令和7（2025）年度</u>に実践する少子化対策の<u>強化策</u>と全体像を整理した「東京都の少子化対策<u>2025</u>」が策定されました。 変更理由 時点修正しました。	子ども政策課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
3	23	第2章 3 統計データからみた港区の状況 （5）出生数・出生率 区の出生数は、平成28（2016）年まで増加傾向が続いていましたが、その後、令和4（2022）年まで減少傾向が続いています。出生率（人口千人対）についても、平成27（2015）年以降、令和4（2022）年まで減少傾向が続いています。  出典：東京都保健医療局 人口動態統計	23	第2章 3 統計データからみた港区の状況 （5）出生数・出生率 区の出生数は、平成28（2016）年以降、令和4（2022）年まで減少傾向が続いていましたが、令和5（2023）年には微増となっています。出生率（人口千人対）については、平成27（2015）年以降、令和5（2023）年まで減少傾向が続いています。  出典：東京都保健医療局 人口動態統計 変更理由 時点修正しました。	子ども政策課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画	担当課
	P	（令和6年11月）	P	
4	24	第2章 3 統計データからみた港区の状況 (6) 合計特殊出生率 区の合計特殊出生率は、平成28（2016）年まで増加傾向が続いていましたが、その後、令和4（2022）年まで減少傾向が続いています。なお、平成24（2012）年以降、東京都全体の合計特殊出生率を継続して上回っており、平成26（2014）年以降は全国平均とほぼ同水準を維持しています。  出典：東京都保健医療局 人口動態統計 ※ 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの	第2章 3 統計データからみた港区の状況 (6) 合計特殊出生率 区の合計特殊出生率は、平成28（2016）年以降、令和4（2022）年まで減少傾向が続いていましたが、令和5（2023）年には微増となっています。なお、東京都全体の合計特殊出生率を継続して上回っており、平成26（2014）年以降は全国平均とほぼ同水準を維持しています。  出典：東京都保健医療局 人口動態統計 ※ 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの 変更理由 時点修正しました。	子ども政策課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	(令和6年11月)	P	(令和7年3月)	
5	24	第2章 3 統計データからみた港区の状況 (7) 世帯数の推移 区の世帯数は、<u>令和2（2020）年</u>まで増加傾向が続いており、<u>令和6（2024）年には15万世帯を超え、152,545 世帯となっています。</u>なお、1世帯当たりの世帯人員については<u>平成24（2012）年</u>以降、大きな変化はなく<u>1.75</u>から1.77の間で推移しています。  出典：住民基本台帳に基づく人口データ（各年1月1日時点） 平成25（2013）年からは外国人が含まれています。	24	第2章 3 統計データからみた港区の状況 (7) 世帯数の推移 区の世帯数は増加傾向が続いており、<u>令和7（2025）年には153,885世帯となっています。</u>なお、1世帯当たりの世帯人員については、<u>平成25（2013）年</u>以降大きな変化はなく<u>1.74</u>から1.77の間で推移しています。  出典：住民基本台帳に基づく人口データ（各年1月1日時点） 平成25（2013）年からは外国人が含まれています。 変更理由 時点修正しました。	子ども政策課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画	担当課
	P	（令和6年11月）	P	
6	25	第2章 3 統計データからみた港区の状況 （9）婚姻件数と離婚件数 区の婚姻件数は、平成25（2013）年以降減少傾向となり、令和3（2021）年には1,704件と平成25（2013）年より約660件減少しましたが、令和4（2022）年には1,861件と増加しています。 区の離婚件数は、平成27（2015）年以降減少傾向となり、令和3（2021）年には491件と平成25（2013）年より160件減少しています。  出典：東京都保健医療局 人口動態統計	第2章 3 統計データからみた港区の状況 （9）婚姻件数と離婚件数 区の婚姻件数は、平成25（2013）年以降減少傾向となり、令和3（2021）年には1,704件と平成25（2013）年より約660件減少しましたが、令和4（2022）年には1,861件と増加し、令和5（2023）年は1,838件と横ばいとなっています。 区の離婚件数は、平成27（2015）年以降減少傾向となり、令和3（2021）年には491件と平成27（2015）年より160件減少しましたが、令和5（2023）年は531件と増加傾向となっています。  出典：東京都保健医療局 人口動態統計 変更理由 時点修正しました。	子ども政策課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課																																																																
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）																																																																	
7	32	第2章 4 実態調査結果からみた港区の現状 （1）小学校入学前の子どもの保護者 ⑨ 子育て環境 “港区の子育て環境” “幼稚園” “保育園” “地域子ども・子育て支援事業”において、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』が、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満』を上回っています。 <table><caption>港区の子育て環境等に関する満足・不満の割合（令和6年11月調査）</caption><thead><tr><th>対象</th><th>満足</th><th>やや満足</th><th>どちらでもない</th><th>やや不満</th><th>不満</th><th>利用していない</th><th>無回答</th></tr></thead><tbody><tr><td>港区の子育て環境</td><td>38.5</td><td>41.6</td><td>10.6</td><td>4.0</td><td>3.4</td><td>1.9</td><td></td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>13.6</td><td>13.8</td><td>10.9</td><td>3.6</td><td>45.7</td><td>10.9</td><td></td></tr><tr><td>保育園</td><td>34.4</td><td>23.0</td><td>9.0</td><td>3.7</td><td>23.0</td><td>4.6</td><td></td></tr><tr><td>地域子ども・子育て支援事業</td><td>18.8</td><td>27.3</td><td>13.8</td><td>9.3</td><td>4.5</td><td>22.4</td><td>4.0</td></tr></tbody></table>	対象	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	利用していない	無回答	港区の子育て環境	38.5	41.6	10.6	4.0	3.4	1.9		幼稚園	13.6	13.8	10.9	3.6	45.7	10.9		保育園	34.4	23.0	9.0	3.7	23.0	4.6		地域子ども・子育て支援事業	18.8	27.3	13.8	9.3	4.5	22.4	4.0	32	第2章 4 実態調査結果からみた港区の現状 （1）小学校入学前の子どもの保護者 ⑨ 子育て環境 「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は80.1%となっており、前回調査の75.7%を上回っています。 <table><caption>港区の子育て環境等に関する満足・不満の割合（前回調査との比較）</caption><thead><tr><th>調査</th><th>満足</th><th>やや満足</th><th>どちらでもない</th><th>やや不満</th><th>不満</th><th>利用していない</th><th>無回答</th></tr></thead><tbody><tr><td>今回 (N=755)</td><td>38.5</td><td>41.6</td><td>10.6</td><td>4.0</td><td>3.4</td><td>1.9</td><td></td></tr><tr><td>前回 (N=703)</td><td>33.8</td><td>41.9</td><td>11.9</td><td>5.1</td><td>5.4</td><td>1.9</td><td></td></tr></tbody></table> 変更理由 （2）小学生の保護者の実態調査結果と合わせ、記載を修正しました。	調査	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	利用していない	無回答	今回 (N=755)	38.5	41.6	10.6	4.0	3.4	1.9		前回 (N=703)	33.8	41.9	11.9	5.1	5.4	1.9		子ども政策課
対象	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	利用していない	無回答																																																														
港区の子育て環境	38.5	41.6	10.6	4.0	3.4	1.9																																																															
幼稚園	13.6	13.8	10.9	3.6	45.7	10.9																																																															
保育園	34.4	23.0	9.0	3.7	23.0	4.6																																																															
地域子ども・子育て支援事業	18.8	27.3	13.8	9.3	4.5	22.4	4.0																																																														
調査	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	利用していない	無回答																																																														
今回 (N=755)	38.5	41.6	10.6	4.0	3.4	1.9																																																															
前回 (N=703)	33.8	41.9	11.9	5.1	5.4	1.9																																																															
8	45	第3章 4 施策の方向性 I 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する	45	第3章 4 施策の方向性 I 子どもの権利を尊重し、<u>全ての子ども</u>の育ちを支える環境を整備する 変更理由 対象を明確にするため、記載を修正しました。	子ども政策課																																																																

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）			港区子ども・若者・子育て総合支援計画			担当課																																																						
	P	（令和6年11月）		P	（令和7年3月）																																																								
9	46	第3章 5 基本方針 Ⅱ 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援を充実させる 基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 妊婦や在宅子育て家庭が身近な場所で気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制の確保や、様々な育児支援を行うことで不安等を解消し、安心して出産、子育てができる環境を確保します。また、多子世帯や多胎児を育てる家庭に対する支援を推進することで、希望する数の子どもを生み育てることができる環境の実現をめざします。		46	第3章 5 基本方針 Ⅱ 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援を充実させる 基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 妊婦や在宅子育て家庭が身近な場所で気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制を確保するとともに、多子世帯や多胎児を育てる家庭に対する支援を推進し、希望する数の子どもを安心して生み育てることができる環境を確保します。また、子育て世帯や若年夫婦世帯が港区に継続的に居住することができる住環境の整備の実現をめざします。 変更理由 基本方針3 施策（7）子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備の内容を踏まえ、記載を修正しました。		住宅課																																																						
10	48	第3章 6 施策の体系 <table><tr><th>方向性</th><th>基本方針</th><th>施策</th><th>少子化対策※</th></tr><tr><td rowspan="10">Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する</td><td rowspan="4">1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり</td><td>（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進</td><td>○</td></tr><tr><td>（2）児童虐待未然防止対策等の推進</td><td>○</td></tr><tr><td>（3）身近な児童相談所における支援の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（4）ヤングケアラー支援の推進</td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進</td><td>（1）子どもの遊び場等の整備</td><td>○</td></tr><tr><td>（2）放課後の居場所の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（3）児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（4）多様な活動の機会の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（5）地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組</td><td>○</td></tr><tr><td>（6）地域安全体制の確立</td><td>○</td></tr></table>		方向性	基本方針	施策	少子化対策※	Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する	1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進	○	（2）児童虐待未然防止対策等の推進	○	（3）身近な児童相談所における支援の充実	○	（4）ヤングケアラー支援の推進		2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	（1）子どもの遊び場等の整備	○	（2）放課後の居場所の充実	○	（3）児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実	○	（4）多様な活動の機会の充実	○	（5）地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組	○	（6）地域安全体制の確立	○	48	第3章 6 施策の体系 <table><tr><th>方向性</th><th>基本方針</th><th>施策</th><th>少子化対策※</th></tr><tr><td rowspan="10">Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する</td><td rowspan="4">1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり</td><td>（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進</td><td>○</td></tr><tr><td>（2）児童虐待未然防止対策等の推進</td><td>○</td></tr><tr><td>（3）身近な児童相談所における支援の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（4）ヤングケアラー支援の推進</td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進</td><td>（1）子どもの遊び場等の整備</td><td>○</td></tr><tr><td>（2）放課後の居場所の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（3）児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（4）多様な活動の機会の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>（5）地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組</td><td>○</td></tr><tr><td>（6）地域安全体制の確立</td><td>○</td></tr></table> 変更理由 こども大綱及びこども未来戦略における少子化対策に関する取組等を踏まえ、記載を修正しました。		方向性	基本方針	施策	少子化対策※	Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する	1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進	○	（2）児童虐待未然防止対策等の推進	○	（3）身近な児童相談所における支援の充実	○	（4）ヤングケアラー支援の推進		2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	（1）子どもの遊び場等の整備	○	（2）放課後の居場所の充実	○	（3）児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実	○	（4）多様な活動の機会の充実	○	（5）地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組	○	（6）地域安全体制の確立	○	子ども家庭支援センター
方向性	基本方針	施策	少子化対策※																																																										
Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する	1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進	○																																																										
		（2）児童虐待未然防止対策等の推進	○																																																										
		（3）身近な児童相談所における支援の充実	○																																																										
		（4）ヤングケアラー支援の推進																																																											
	2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	（1）子どもの遊び場等の整備	○																																																										
		（2）放課後の居場所の充実	○																																																										
		（3）児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実	○																																																										
		（4）多様な活動の機会の充実	○																																																										
		（5）地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組	○																																																										
		（6）地域安全体制の確立	○																																																										
方向性	基本方針	施策	少子化対策※																																																										
Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する	1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進	○																																																										
		（2）児童虐待未然防止対策等の推進	○																																																										
		（3）身近な児童相談所における支援の充実	○																																																										
		（4）ヤングケアラー支援の推進																																																											
	2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	（1）子どもの遊び場等の整備	○																																																										
		（2）放課後の居場所の充実	○																																																										
		（3）児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実	○																																																										
		（4）多様な活動の機会の充実	○																																																										
		（5）地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組	○																																																										
		（6）地域安全体制の確立	○																																																										

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）				港区子ども・若者・子育て総合支援計画				担当課																														
	P	（令和6年11月）			P	（令和7年3月）																																	
11	49	第3章 6 施策の体系			49	第3章 6 施策の体系			子ども家庭支援センター																														
		<table><tr><td rowspan="8">IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する</td><td rowspan="8">7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実</td><td>(1) 相談事業・子育て情報提供の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進</td><td>○</td></tr><tr><td>(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応</td><td>○</td></tr><tr><td>(4) 離婚前後の親への支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(5) 医療的ケア児・障害児施策の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>(6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援</td><td></td></tr><tr><td>(7) こころの健康づくり、自殺対策の推進</td><td></td></tr><tr><td>(8) 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援</td><td></td></tr></table>	IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する	7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実		(1) 相談事業・子育て情報提供の充実	○	(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進		○	(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応	○	(4) 離婚前後の親への支援	○	(5) 医療的ケア児・障害児施策の充実	○	(6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援		(7) こころの健康づくり、自殺対策の推進		(8) 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援		<table><tr><td rowspan="8">IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する</td><td rowspan="8">7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実</td><td>(1) 相談事業・子育て情報提供の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進</td><td>○</td></tr><tr><td>(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応</td><td></td></tr><tr><td>(4) 離婚前後の親への支援</td><td></td></tr><tr><td>(5) 医療的ケア児・障害児施策の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>(6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援</td><td></td></tr><tr><td>(7) こころの健康づくり、自殺対策の推進</td><td></td></tr><tr><td>(8) 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援</td><td></td></tr></table> 変更理由 こども大綱及びこども未来戦略における少子化対策に関する取組等を踏まえ、記載を修正しました。	IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する	7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実	○	(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進	○	(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応		(4) 離婚前後の親への支援		(5) 医療的ケア児・障害児施策の充実	○	(6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援		(7) こころの健康づくり、自殺対策の推進	
IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する	7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実			○																																		
		(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進			○																																		
		(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応			○																																		
		(4) 離婚前後の親への支援			○																																		
		(5) 医療的ケア児・障害児施策の充実			○																																		
		(6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援																																					
		(7) こころの健康づくり、自殺対策の推進																																					
		(8) 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援																																					
IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する	7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実	○																																				
		(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進	○																																				
		(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応																																					
		(4) 離婚前後の親への支援																																					
		(5) 医療的ケア児・障害児施策の充実	○																																				
		(6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援																																					
		(7) こころの健康づくり、自殺対策の推進																																					
		(8) 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援																																					
12	49	第3章 6 施策の体系			49	第3章 6 施策の体系			子ども若者支援課																														
		<table><tr><td rowspan="8">V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する</td><td rowspan="5">8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進</td><td>(1) 教育・学習の支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(2) 生活環境の安定に向けた支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(3) 家庭の経済的な安定に向けた支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(4) ひきこもりの支援</td><td></td></tr><tr><td>(5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="3">9 子ども・若者の自立と社会参加の促進</td><td>(1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実</td><td></td></tr><tr><td>(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(3) 子ども・若者の社会参加の推進</td><td></td></tr></table>	V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する	8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進		(1) 教育・学習の支援	○	(2) 生活環境の安定に向けた支援		○	(3) 家庭の経済的な安定に向けた支援	○	(4) ひきこもりの支援		(5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備	○	9 子ども・若者の自立と社会参加の促進	(1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実		(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援	○	(3) 子ども・若者の社会参加の推進		<table><tr><td rowspan="8">V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する</td><td rowspan="5">8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進</td><td>(1) 教育・学習の支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(2) 生活環境の安定に向けた支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(3) 家庭の経済的な安定に向けた支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(4) ひきこもりの支援</td><td></td></tr><tr><td>(5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="3">9 子ども・若者の自立と社会参加の促進</td><td>(1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実</td><td>○</td></tr><tr><td>(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援</td><td>○</td></tr><tr><td>(3) 子ども・若者の社会参加の推進</td><td>○</td></tr></table> 変更理由 こども大綱及びこども未来戦略における少子化対策に関する取組等を踏まえ、記載を修正しました。	V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する	8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進	(1) 教育・学習の支援	○	(2) 生活環境の安定に向けた支援	○	(3) 家庭の経済的な安定に向けた支援	○	(4) ひきこもりの支援		(5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備	○	9 子ども・若者の自立と社会参加の促進	(1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実	○
V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する	8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進	(1) 教育・学習の支援			○																																		
		(2) 生活環境の安定に向けた支援			○																																		
		(3) 家庭の経済的な安定に向けた支援			○																																		
		(4) ひきこもりの支援																																					
		(5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備		○																																			
	9 子ども・若者の自立と社会参加の促進	(1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実																																					
		(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援		○																																			
		(3) 子ども・若者の社会参加の推進																																					
V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する	8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進	(1) 教育・学習の支援	○																																				
		(2) 生活環境の安定に向けた支援	○																																				
		(3) 家庭の経済的な安定に向けた支援	○																																				
		(4) ひきこもりの支援																																					
		(5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備	○																																				
	9 子ども・若者の自立と社会参加の促進	(1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実	○																																				
		(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援	○																																				
		(3) 子ども・若者の社会参加の推進	○																																				

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
13	59	第4章 基本方針1 指標 ヤングケアラー支援サポーター養成講座の養成者数 現状値（令和6（2024）年度） 79 人	59	第4章 基本方針1 指標 ヤングケアラー支援サポーター養成講座の養成者数 現状値（令和6（2024）年度） 100 人 変更理由 時点修正しました。	子ども家庭支援センター
14	60	第4章 基本方針1 施策（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進 「子どもの権利条約」の4つの原則について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会をとおして、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に区政やまちづくりに参加するための仕組みを構築します。	60	第4章 基本方針1 施策（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進 「子どもの権利条約」の4つの原則について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会をとおして、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に区政やまちづくりに参加するための仕組みの構築や、子どもの権利侵害に関する相談・救済体制の充実を図ります。 区民意見 子どもの権利を擁護するため、子どもが自由に訪れ相談できる施設等を設置してほしい。	子ども若者支援課 子ども家庭支援センター 教育指導担当
15	60	第4章 基本方針1 施策（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進 ② 子どもの意見を把握する取組の推進 子どもの意見を反映した施策を講じていくため、子どもの声を聴く強化月間としての「港区こども月間」や、子どもの意見を表明する機会としての「みなと子ども会議」の実施など、子どもの意見を把握する取組を推進します。	60	第4章 基本方針1 施策（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進 ② 子どもの意見を把握する取組の推進 子どもの意見を反映した施策を講じていくため、子どもの声を聴く強化月間としての「港区こども月間」や、子どもの意見を表明する機会としての「みなと子ども会議」の実施、 気軽に区へ意見を届けてもらう「区長へのメッセージ（子ども版広聴）」 など、子どもの意見を把握する取組を推進します。 みなと子ども会議意見 大人だけの意見にならないように、子どもの意見も聞いてほしい。	政策広聴担当

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
16	60	第4章 基本方針1 施策（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進 ③ （記載なし）	60	第4章 基本方針1 施策（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進 ③ <u>子どもの権利侵害に関する相談・救済体制の充実</u> <u>子どもの権利侵害からの救済に向け、子ども中高生ブラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において、子どもが安心して相談できる体制を充実させるとともに、子ども自身が悩みや心配事などを24時間相談できる「みなと子ども相談ねっと」等の子ども自らが相談できる相談先や方法を周知します。</u> 区民意見 子どもの権利を擁護するため、子どもが自由に訪れ相談できる施設等を設置してほしい。	子ども若者支援課 子ども家庭支援センター 教育指導担当
17	61	第4章 基本方針1 施策（2）児童虐待未然防止対策等の推進 ④ 要支援家庭等への支援の充実	61	第4章 基本方針1 施策（2）児童虐待未然防止対策等の推進 ④ 要支援家庭等への支援の充実 <u>【拡充】</u> 変更理由 地域の人材を家庭に派遣し、一緒に子育てを行う伴走型支援を令和7年度から開始することを踏まえ、記載を修正しました。	子ども家庭支援センター
18	64	第4章 基本方針1 施策（3）身近な児童相談所における支援の充実 ⑥ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進 民間の活力を生かし、里親体験発表会や相談会の開催、効果的な周知活動等を積極的に実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育を行うことができるよう支援するとともに、里親を社会全体で支援する機運の向上に取り組みます。	64	第4章 基本方針1 施策（3）身近な児童相談所における支援の充実 ⑥ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進 <u>【拡充】</u> 民間の活力を生かし、里親体験発表会や相談会の開催、効果的な周知活動等を積極的に実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育を行うことができるよう支援するとともに、里親を社会全体で支援する機運の向上に取り組みます。 <u>さらに、里親等の養育や、委託児童の心身共に健やかな成長をより安定的に支援できるよう、里親支援センターを整備します。</u> 変更理由 令和7年度中に里親支援等を行う児童福祉施設として里親支援センターの整備をめざすことを踏まえ、記載を修正しました。	児童相談課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課																																																				
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）																																																					
19	67	第4章 基本方針2 統計・調査等の結果 ●インターネット及びオンラインゲームへの依存傾向 インターネットへの依存傾向について、小学生では4.7%～7.0%、中学生では10.4%～13.0%となっています。 オンラインゲームへの依存傾向について、小学生では4.1%～5.3%、中学生では7.4%～8.1%となっています。 <table><tr><th>学年</th><th>インターネットへの依存傾向 (%)</th><th>オンラインゲームへの依存傾向 (%)</th></tr><tr><td>小学1年</td><td>7.0</td><td>4.1</td></tr><tr><td>小学2年</td><td>5.9</td><td>4.7</td></tr><tr><td>小学3年</td><td>5.7</td><td>4.8</td></tr><tr><td>小学4年</td><td>5.2</td><td>4.8</td></tr><tr><td>小学5年</td><td>4.7</td><td>5.3</td></tr><tr><td>小学6年</td><td>5.7</td><td>5.1</td></tr><tr><td>中学1年</td><td>10.4</td><td>8.1</td></tr><tr><td>中学2年</td><td>11.1</td><td>7.4</td></tr><tr><td>中学3年</td><td>13.0</td><td>7.7</td></tr></table> 出典：小・中学生のインターネット及びオンラインゲームに関する実態調査報告書（令和4（2022）年3月） <td>67</td> <td> 第4章 基本方針2 統計・調査等の結果 <table><tr><th>項目</th><th>依存傾向 (%)</th></tr><tr><td>習い事</td><td>59.3</td></tr><tr><td>自宅</td><td>57.3</td></tr><tr><td>区立の学童クラブ</td><td>27.0</td></tr><tr><td>放課Gロー・放課Gロークラブ</td><td>23.8</td></tr><tr><td>児童館・子ども中高生プラザ</td><td>11.2</td></tr><tr><td>私立（民設民営）の学童クラブ</td><td>10.1</td></tr><tr><td>祖父母や知人・友人宅</td><td>5.6</td></tr><tr><td>放課後等デイサービス</td><td>2.9</td></tr><tr><td>その他（公園など）</td><td>13.7</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0.4</td></tr></table> 出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学生の保護者）（令和6（2024）年3月） 変更理由 インターネット及びオンラインゲームに関する実態調査結果を踏まえた取組（児童虐待の未然防止や情報モラル教育等）は基本方針1及び基本方針6に記載していることから、基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実に関連するグラフに修正しました。 </td> <td>子ども若者支援課 子ども家庭支援センター</td>	学年	インターネットへの依存傾向 (%)	オンラインゲームへの依存傾向 (%)	小学1年	7.0	4.1	小学2年	5.9	4.7	小学3年	5.7	4.8	小学4年	5.2	4.8	小学5年	4.7	5.3	小学6年	5.7	5.1	中学1年	10.4	8.1	中学2年	11.1	7.4	中学3年	13.0	7.7	67	第4章 基本方針2 統計・調査等の結果 <table><tr><th>項目</th><th>依存傾向 (%)</th></tr><tr><td>習い事</td><td>59.3</td></tr><tr><td>自宅</td><td>57.3</td></tr><tr><td>区立の学童クラブ</td><td>27.0</td></tr><tr><td>放課Gロー・放課Gロークラブ</td><td>23.8</td></tr><tr><td>児童館・子ども中高生プラザ</td><td>11.2</td></tr><tr><td>私立（民設民営）の学童クラブ</td><td>10.1</td></tr><tr><td>祖父母や知人・友人宅</td><td>5.6</td></tr><tr><td>放課後等デイサービス</td><td>2.9</td></tr><tr><td>その他（公園など）</td><td>13.7</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0.4</td></tr></table> 出典：港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書（小学生の保護者）（令和6（2024）年3月） 変更理由 インターネット及びオンラインゲームに関する実態調査結果を踏まえた取組（児童虐待の未然防止や情報モラル教育等）は基本方針1及び基本方針6に記載していることから、基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実に関連するグラフに修正しました。	項目	依存傾向 (%)	習い事	59.3	自宅	57.3	区立の学童クラブ	27.0	放課Gロー・放課Gロークラブ	23.8	児童館・子ども中高生プラザ	11.2	私立（民設民営）の学童クラブ	10.1	祖父母や知人・友人宅	5.6	放課後等デイサービス	2.9	その他（公園など）	13.7	無回答	0.4	子ども若者支援課 子ども家庭支援センター
学年	インターネットへの依存傾向 (%)	オンラインゲームへの依存傾向 (%)																																																							
小学1年	7.0	4.1																																																							
小学2年	5.9	4.7																																																							
小学3年	5.7	4.8																																																							
小学4年	5.2	4.8																																																							
小学5年	4.7	5.3																																																							
小学6年	5.7	5.1																																																							
中学1年	10.4	8.1																																																							
中学2年	11.1	7.4																																																							
中学3年	13.0	7.7																																																							
項目	依存傾向 (%)																																																								
習い事	59.3																																																								
自宅	57.3																																																								
区立の学童クラブ	27.0																																																								
放課Gロー・放課Gロークラブ	23.8																																																								
児童館・子ども中高生プラザ	11.2																																																								
私立（民設民営）の学童クラブ	10.1																																																								
祖父母や知人・友人宅	5.6																																																								
放課後等デイサービス	2.9																																																								
その他（公園など）	13.7																																																								
無回答	0.4																																																								

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）						港区子ども・若者・子育て総合支援計画						担当課																																																																																																																																																																																
	P	（令和6年11月）					P	（令和7年3月）																																																																																																																																																																																					
20	70	第4章 基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実 ① 学童クラブ事業の充実 増加する学童クラブ需要に対応するため、特に需要増が見込まれる地域において、学童クラブの 新規開設や定員の拡大 を図ります。また、利用曜日ごとの柔軟な定員管理だけでなく、利用率に基づく弾力的な受入れを積極的に実施するなどにより、待機児童の解消を図ります。 <表> 【量の見込み及び目標整備量】 (単位：人)					70	第4章 基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実 ① 学童クラブ事業の充実 増加する学童クラブ需要に対応するため、特に需要増が見込まれる地域において、学童クラブの 定員拡大 を図ります。また、利用曜日ごとの柔軟な定員管理だけでなく、利用率に基づく弾力的な受入れを積極的に実施するなどにより、待機児童の解消を図ります。 <表> 【量の見込み及び目標整備量】 (単位：人)					子ども若者支援課																																																																																																																																																																																
<table><tr><th colspan="2"></th><th>令和6 (2024) 年度</th><th>令和7 (2025) 年度</th><th>令和8 (2026) 年度</th><th>令和9 (2027) 年度</th><th>令和10 (2028) 年度</th><th>令和11 (2029) 年度</th></tr><tr><td rowspan="7">①見込み</td><td>合計</td><td></td><td>3,463</td><td>3,512</td><td>3,548</td><td>3,535</td><td>3,467</td></tr><tr><td>1年生</td><td></td><td>1,066</td><td>1,081</td><td>1,093</td><td>1,088</td><td>1,067</td></tr><tr><td>2年生</td><td></td><td>973</td><td>987</td><td>997</td><td>993</td><td>974</td></tr><tr><td>3年生</td><td></td><td>751</td><td>762</td><td>769</td><td>767</td><td>752</td></tr><tr><td>4年生</td><td></td><td>437</td><td>444</td><td>448</td><td>446</td><td>438</td></tr><tr><td>5年生</td><td></td><td>164</td><td>166</td><td>168</td><td>168</td><td>164</td></tr><tr><td>6年生</td><td></td><td>72</td><td>72</td><td>73</td><td>73</td><td>72</td></tr><tr><td colspan="2">②確保方策</td><td>3,520</td><td>3,520</td><td>3,600</td><td>3,723</td><td>3,759</td><td>3,799</td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td></td><td>57</td><td>88</td><td>175</td><td>224</td><td>332</td></tr><tr><td colspan="2">箇所数</td><td>37 箇所</td><td>37 箇所</td><td>38 箇所</td><td>38 箇所</td><td>38 箇所</td><td>39 箇所</td></tr></table>															令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	①見込み	合計		3,463	3,512	3,548	3,535	3,467	1年生		1,066	1,081	1,093	1,088	1,067	2年生		973	987	997	993	974	3年生		751	762	769	767	752	4年生		437	444	448	446	438	5年生		164	166	168	168	164	6年生		72	72	73	73	72	②確保方策		3,520	3,520	3,600	3,723	3,759	3,799	過不足（②－①）			57	88	175	224	332	箇所数		37 箇所	37 箇所	38 箇所	38 箇所	38 箇所	39 箇所	<table><tr><th colspan="2"></th><th>令和6 (2024) 年度</th><th>令和7 (2025) 年度</th><th>令和8 (2026) 年度</th><th>令和9 (2027) 年度</th><th>令和10 (2028) 年度</th><th>令和11 (2029) 年度</th></tr><tr><td rowspan="7">①見込み</td><td>合計</td><td></td><td>3,463</td><td>3,512</td><td>3,548</td><td>3,535</td><td>3,467</td></tr><tr><td>1年生</td><td></td><td>1,066</td><td>1,081</td><td>1,093</td><td>1,088</td><td>1,067</td></tr><tr><td>2年生</td><td></td><td>973</td><td>987</td><td>997</td><td>993</td><td>974</td></tr><tr><td>3年生</td><td></td><td>751</td><td>762</td><td>769</td><td>767</td><td>752</td></tr><tr><td>4年生</td><td></td><td>437</td><td>444</td><td>448</td><td>446</td><td>438</td></tr><tr><td>5年生</td><td></td><td>164</td><td>166</td><td>168</td><td>168</td><td>164</td></tr><tr><td>6年生</td><td></td><td>72</td><td>72</td><td>73</td><td>73</td><td>72</td></tr><tr><td colspan="2">②確保方策</td><td>3,520</td><td>3,550</td><td>3,550</td><td>3,693</td><td>3,729</td><td>3,729</td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td></td><td>87</td><td>38</td><td>145</td><td>194</td><td>262</td></tr><tr><td colspan="2">箇所数</td><td>37 箇所</td><td>37 箇所</td><td>37 箇所</td><td>37 箇所</td><td>37 箇所</td><td>37 箇所</td></tr></table> 変更理由 既存の学童クラブの確保方策を見直すことで学童クラブ需要に対応することに変更したことを踏まえ、記載を修正しました。															令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	①見込み	合計		3,463	3,512	3,548	3,535	3,467	1年生		1,066	1,081	1,093	1,088	1,067	2年生		973	987	997	993	974	3年生		751	762	769	767	752	4年生		437	444	448	446	438	5年生		164	166	168	168	164	6年生		72	72	73	73	72	②確保方策		3,520	3,550	3,550	3,693	3,729	3,729	過不足（②－①）			87	38	145	194	262	箇所数		37 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度																																																																																																																																																																																						
①見込み	合計		3,463	3,512	3,548	3,535	3,467																																																																																																																																																																																						
	1年生		1,066	1,081	1,093	1,088	1,067																																																																																																																																																																																						
	2年生		973	987	997	993	974																																																																																																																																																																																						
	3年生		751	762	769	767	752																																																																																																																																																																																						
	4年生		437	444	448	446	438																																																																																																																																																																																						
	5年生		164	166	168	168	164																																																																																																																																																																																						
	6年生		72	72	73	73	72																																																																																																																																																																																						
②確保方策		3,520	3,520	3,600	3,723	3,759	3,799																																																																																																																																																																																						
過不足（②－①）			57	88	175	224	332																																																																																																																																																																																						
箇所数		37 箇所	37 箇所	38 箇所	38 箇所	38 箇所	39 箇所																																																																																																																																																																																						
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度																																																																																																																																																																																						
①見込み	合計		3,463	3,512	3,548	3,535	3,467																																																																																																																																																																																						
	1年生		1,066	1,081	1,093	1,088	1,067																																																																																																																																																																																						
	2年生		973	987	997	993	974																																																																																																																																																																																						
	3年生		751	762	769	767	752																																																																																																																																																																																						
	4年生		437	444	448	446	438																																																																																																																																																																																						
	5年生		164	166	168	168	164																																																																																																																																																																																						
	6年生		72	72	73	73	72																																																																																																																																																																																						
②確保方策		3,520	3,550	3,550	3,693	3,729	3,729																																																																																																																																																																																						
過不足（②－①）			87	38	145	194	262																																																																																																																																																																																						
箇所数		37 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所																																																																																																																																																																																						

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）						港区子ども・若者・子育て総合支援計画						担当課																												
	P	（令和6年11月）					P	（令和7年3月）																																	
21	71	第4章 基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実 ② 放課後子ども教室推進事業（放課GO→）の実施 教育委員会と連携し、全ての区立小学校内で児童が安全で安心して活動できる放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業（放課GO→）を行います。学校が授業等で使用していない時間帯は、体育館、校庭、多目的室等を利用し活動します。 【目標事業量】 （単位：箇所） <table><tr><td></td><td>令和6 （2024）年度</td><td>令和7 （2025）年度</td><td>令和8 （2026）年度</td><td>令和9 （2027）年度</td><td>令和10 （2028）年度</td><td>令和11 （2029）年度</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td></tr></table> ※ 全ての区立小学校 19 校で放課GO→を実施します。						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	箇所数	19	19	19	19	19	19	71	第4章 基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実 ② 放課後児童健全育成事業（放課GO→）の実施 教育委員会と連携し、全ての区立小学校内で児童が安全で安心して活動できる放課後の居場所づくりとして、放課後児童健全育成事業（放課GO→）を行います。学校が授業等で使用していない時間帯は、体育館、校庭、多目的室等を利用し活動します。 【目標事業量】 （単位：箇所） <table><tr><td></td><td>令和6 （2024）年度</td><td>令和7 （2025）年度</td><td>令和8 （2026）年度</td><td>令和9 （2027）年度</td><td>令和10 （2028）年度</td><td>令和11 （2029）年度</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td></tr></table> ※ 全ての区立小学校 19 校で放課GO→を実施します。 変更理由 東京都の事業名から、区の事業名に修正しました。						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	箇所数	19	19	19	19	19	19	子ども若者支援課
	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																			
箇所数	19	19	19	19	19	19																																			
	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																			
箇所数	19	19	19	19	19	19																																			
22	71	第4章 基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実 ③ 放課GO→及び放課GO→学童クラブの連携・交流（連携型の放課GO→クラブの実施） 放課GO→及び放課GO→学童クラブの両事業の児童が連携や交流をしながら活動できる環境整備やプログラムに取り組みます。 【目標事業量】 （単位：箇所） <table><tr><td></td><td>令和6 （2024）年度</td><td>令和7 （2025）年度</td><td>令和8 （2026）年度</td><td>令和9 （2027）年度</td><td>令和10 （2028）年度</td><td>令和11 （2029）年度</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr></table> ※ お台場学園港陽小学校を除く区立小学校 18 校で連携型の放課GO→クラブを実施します。						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	箇所数	18	18	18	18	18	18	71	第4章 基本方針2 施策（2）放課後の居場所の充実 ③ 放課GO→及び学童クラブの連携・交流（連携型の学童クラブの実施） 同一小学校区内において、放課GO→及び学童クラブが連携し、両事業の児童が交流をしながら活動できる環境整備やプログラムに取り組みます。 【目標事業量】 （単位：箇所） <table><tr><td></td><td>令和6 （2024）年度</td><td>令和7 （2025）年度</td><td>令和8 （2026）年度</td><td>令和9 （2027）年度</td><td>令和10 （2028）年度</td><td>令和11 （2029）年度</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>18</td><td>23</td><td>30</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr></table> 変更理由 こども家庭庁の通知内容に合わせ、記載を修正しました。						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	箇所数	18	23	30	37	37	37	子ども若者支援課
	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																			
箇所数	18	18	18	18	18	18																																			
	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																			
箇所数	18	23	30	37	37	37																																			

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）						港区子ども・若者・子育て総合支援計画						担当課																												
	P	（令和6年11月）					P	（令和7年3月）																																	
23	71	第4章 基本方針2 施策（2） 放課後の居場所の充実 ④ 同一小学校内等での放課GO→及び放課GO→学童クラブの連携・交流（校内交流型の放課GO→クラブの実施） 同一小学校内等で放課GO→及び放課GO→学童クラブを実施し、両事業の児童が連携や交流をしながら活動できる環境整備やプログラムに取り組みます。 【目標事業量】 （単位：箇所） <table><tr><td></td><td>令和6 （2024）年度</td><td>令和7 （2025）年度</td><td>令和8 （2026）年度</td><td>令和9 （2027）年度</td><td>令和10 （2028）年度</td><td>令和11 （2029）年度</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr></table> ※ お台場学園港陽小学校及び青南小学校を除く区立小学校17校で校内交流型の放課GO→クラブを実施します。						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	箇所数	17	17	17	17	17	17	71	第4章 基本方針2 施策（2） 放課後の居場所の充実 ④ 同一小学校内等での放課GO→及び放課GO→学童クラブの連携・交流（校内交流型の学童クラブ（放課GO→クラブ）の実施） 同一小学校内等で放課GO→及び放課GO→学童クラブを連携して実施し、両事業の児童が交流をしながら活動できる環境整備やプログラムに取り組みます。 【目標事業量】 （単位：箇所） <table><tr><td></td><td>令和6 （2024）年度</td><td>令和7 （2025）年度</td><td>令和8 （2026）年度</td><td>令和9 （2027）年度</td><td>令和10 （2028）年度</td><td>令和11 （2029）年度</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr></table> ※ お台場学園港陽小学校を除く区立小学校18校で校内交流型の学童クラブ（放課GO→クラブ）を実施します。 変更理由 こども家庭庁の通知内容に合わせ、記載を修正しました。						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	箇所数	18	18	18	18	18	18	子ども若者支援課
	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																			
箇所数	17	17	17	17	17	17																																			
	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																			
箇所数	18	18	18	18	18	18																																			
24	71	第4章 基本方針2 施策（2） 放課後の居場所の充実 ⑤ 連携型又は校内交流型の放課GO→クラブの推進 全ての放課GO→クラブが連携型として実施するとともに、教育委員会と連携及び協力し、今後の小学校の改修や改築等の際には校内交流型の放課GO→クラブを基本とした整備を図ります。					71	第4章 基本方針2 施策（2） 放課後の居場所の充実 ⑤ 連携型又は校内交流型の学童クラブの推進 全ての学童クラブが連携型として実施するとともに、教育委員会と連携及び協力し、今後の小学校の改修や改築等の際には校内交流型の学童クラブ（放課GO→クラブ）を基本とした整備を図ります。 変更理由 こども家庭庁の通知内容に合わせ、記載を修正しました。					子ども若者支援課																												

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
25	80	第4章 基本方針3 施策（1）妊娠期・産後の母子への支援の充実 ④ <u>伴走型相談支援の推進</u> <u>新生児全戸訪問や、妊娠届のあった妊婦を対象とした妊婦全数面接を実施し、保健師や助産師等の専門職が育児相談、産後の体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行うことで、育児への不安を解消します。</u>	80	第4章 基本方針3 施策（1）妊娠期・産後の母子への支援の充実 ④ <u>定期訪問による見守りと育児支援【新規】</u> <u>満1歳までの乳児がいる家庭へ支援員が定期的に訪問を行い、家庭状況を聞き取り、必要な支援につなげます。また、訪問の際には紙おむつや粉ミルクなど養育者が選択した育児用品を提供し、経済的、身体的な育児負担を軽減します。</u> 変更理由 満1歳までの育児用品の提供と合わせて見守り支援員が定期的に家庭を訪問するファミリー・アテンダント事業（見守り訪問）を令和7年度から実施することを踏まえ、記載を修正しました。	健康推進課
26	83	第4章 基本方針3 施策（4）在宅子育て家庭支援の推進 ① 在宅子育て家庭向けサービスの充実	83	第4章 基本方針3 施策（4）在宅子育て家庭支援の推進 ① 在宅子育て家庭向けサービスの充実 <u>【拡充】</u> 変更理由 令和7年度から産後ドゥーラの利用可能期間等を拡充することを踏まえ、記載を修正しました。	子ども家庭支援センター
27	84	第4章 基本方針3 施策（5）多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 ① 多子世帯、多胎児を育てる家庭の負担軽減	84	第4章 基本方針3 施策（5）多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 ① 多子世帯、多胎児を育てる家庭の負担軽減 <u>【拡充】</u> 変更理由 令和7年度から産後ドゥーラの利用可能期間等を拡充することを踏まえ、記載を修正しました。	子ども家庭支援センター

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
28	87	第4章 基本方針3 施策（7） 子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備 ① 定住促進に向けた住宅購入支援の強化【新規】 <u>区内において、子育て世帯や若年夫婦世帯の定住化を促進するため、住宅金融支援機構と連携し、住宅を購入する際の支援制度の創設を検討します。</u>	87	第4章 基本方針3 施策（7） 子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備 ① 定住促進に向けた住宅購入支援の強化【新規】 <u>子育て世帯や若年夫婦世帯が良質な住宅を取得し、区に住み続けられるよう、住宅購入手続に要する費用の一部を補助します。また、住宅金融支援機構と連携した金利優遇で、定住化を促進します。</u> 変更理由 住宅を購入する際の支援制度を検討し、令和6年12月から住宅購入手続に要する費用の一部を補助及び住宅金融支援機構と連携した金利優遇を開始したことを踏まえ、記載を修正しました。	住宅課
29	108	第4章 基本方針6 施策（1） 保育内容の質の向上 ④ （記載なし）	108	第4章 基本方針6 施策（1） 保育内容の質の向上 ④ <u>英語にふれあう機会の充実【新規】</u> <u>乳幼児の異なる語学への興味喚起や、国籍や文化の違いを理解し互いに尊重する心の成長につなげるため、各区立保育園に英語を母語とするネイティブティーチャーを派遣し、日常の保育の中で英語にふれあう機会を創出します。</u> 変更理由 令和6年10月から区立保育園へのネイティブティーチャーの派遣を試行的に開始し、令和7年度から全区立保育園で実施することを踏まえ、記載を修正しました。	子ども政策課
30	113	第4章 基本方針6 施策（5） 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進 ④ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備 G I G Aスクール構想を実現するため、先進的な取組を進めるモデル校での研究を全校に展開するなどの積極的な取組を進めるとともに、I C Tの活用による校務の効率化や部活動指導員の活用等により教員の勤務環境を整備し、教員が子どもと向き合う時間の創出を図ります。また、施設の安全点検や民間警備員の配置などによる防犯対策、地域やP T A等と連携した通学路点検など、様々な対策を通じて、子どもたちの安全を確保します。	113	第4章 基本方針6 施策（5） 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進 ④ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備 G I G Aスクール構想を実現するため、先進的な取組を進めるモデル校での研究を全校に展開するなどの積極的な取組を進めるとともに、I C Tの活用による校務の効率化や部活動指導員の活用等により教員の勤務環境を整備し、教員が子どもと向き合う時間の創出を図ります。また、 <u>日常的にI C Tを活用できる環境を整えるとともに、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図り、子どもたちの発達の段階に応じた、情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成します。さらに、施設の安全点検や民間警備員の配置などによる防犯対策、地域やP T A等と連携した通学路点検など、様々な対策を通じて、子どもたちの安全を確保します。</u> みなと子ども会議意見 インターネットやA Iの使い方、情報モラルに関する授業を増やしてほしい。	教育指導担当

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
31	113	第4章 基本方針6 施策（5）子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進 ⑤ 地域社会で支え合う学びの推進 学校や地域の実態に応じた地域人材の活用や、区内の大学や企業との連携、ICTの活用により、キャリア教育などの特色ある教育の推進や新たな学習の機会の創出を図ります。学校運営協議会の設置を推進し、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、子どもや学校が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ります。また、地域と幼稚園・学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をととして、地域全体で子どもたちの成長を支えられる地域学校協働活動推進事業を推進します。	113	第4章 基本方針6 施策（5）子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進 ⑤ 地域社会で支え合う学びの推進 学校や地域の実態に応じた地域人材の活用や、職場体験等に関する区内の大学や企業との連携、ICTの活用により、キャリア教育などの特色ある教育の推進や新たな学習の機会の創出を図ります。学校運営協議会の設置を推進し、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、子どもや学校が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ります。また、地域と幼稚園・学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をととして、地域全体で子どもたちの成長を支えられる地域学校協働活動推進事業を推進します。 みなと子ども会議意見 区内の企業見学などをととして、働くイメージを持ちたい。	教育指導担当
32	114	第4章 基本方針6 施策（6）教育・保育の連携体制の整備 ① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携・交流 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、保育士、教員同士の意見交換や子どもを含めた交流を行います。また、子どもの育ちと学びの連続性を支えるため、就学先となる小学校との情報の共有化を図るなど、「架け橋期の教育」の充実に向けて連携を強化するとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「小学校入学前教育カリキュラム」、「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。	114	第4章 基本方針6 施策（6）教育・保育の連携体制の整備 ① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携・交流 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、保育士、教員同士の意見交換や子どもを含めた交流を行います。また、子どもの育ちと学びの連続性を支えるため、就学先となる小学校との情報の共有化を図るなど、「架け橋期の教育」の充実に向けて連携を強化するとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「港区版 架け橋期のカリキュラム」、「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。 変更理由 小学校入学前教育カリキュラム」を改訂し、令和7年度から「港区版 架け橋期のカリキュラム」に名称を変更すること等を踏まえ、記載を修正しました。	教育人事企画課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
33	114	第4章 基本方針6 施策（6） 教育・保育の連携体制の整備 ④ 小学校教育の円滑な接続 幼・小中一貫教育を推進するために、「<u>小学校入学前教育カリキュラム</u>」を活用するとともに、区の特徴を生かした<u>小学校入学前教育の実現</u>に向け、教職員の指導力の向上を図ります。また、家庭で大切にしてほしいことをまとめたハンドブックやリーフレットを配布し、家庭と連携して家庭の教育力の向上を図りながら、質の高い小学校入学前教育を実施します。<u>さらに、5歳児から小学校1年生までの2年間の架け橋期の教育の充実を図ります。</u>	114	第4章 基本方針6 施策（6） 教育・保育の連携体制の整備 ④ 小学校教育の円滑な接続 幼・小中一貫教育を推進するために、「<u>港区版 架け橋期のカリキュラム</u>」を活用するとともに、区の特徴を生かした<u>5歳児から小学校1年生までの2年間の架け橋期の教育の充実</u>に向け、教職員の指導力の向上を図ります。また、家庭で大切にほしいことをまとめたハンドブックやリーフレットを配布し、家庭と連携して家庭の教育力の向上を図りながら、質の高い小学校入学前教育を実施します。 変更理由 小学校入学前教育カリキュラム」を改訂し、令和7年度から「港区版 架け橋期のカリキュラム」に名称を変更すること等を踏まえ、記載を修正しました。	教育人事企画課
34	119	第4章 基本方針7 施策（2） ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進 ② ひとり親家庭に対する生活支援の充実	119	第4章 基本方針7 施策（2） ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進 ② ひとり親家庭に対する生活支援の充実 <u>【拡充】</u> 変更理由 ひとり親家庭ホームヘルプサービスにおける送迎支援の対象施設の拡大や、施設間の送迎支援を令和7年度から実施することを踏まえ、記載を修正しました。	子ども家庭支援センター
35	121	第4章 基本方針7 施策（4） 離婚前後の親への支援 ① 離婚前後の親への支援策の強化・充実 <u>離婚前後の家庭が安定した生活を送るために、離婚時に取り決めた養育費確保のための支援や、裁判外紛争解決手続（ADR）の利用料の一部を助成する支援を行います。また、子どもの心理的安定に配慮した親子交流の機会づくりを支援します。</u>	121	第4章 基本方針7 施策（4） 離婚前後の親への支援 ① 離婚前後の親への支援策の強化・充実 <u>親の離婚による子どもの心理的負担の軽減及び離婚後の安定した生活の確保を図るために、離婚時に取り決めた養育費確保のための支援や、裁判外紛争解決手続（ADR）の利用料の一部を助成する支援を行います。また、子どもの心理的安定に配慮した親子交流の機会づくりを支援します。</u> 変更理由 子どもの心理的負担の軽減及び離婚後の安定した生活の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、記載を修正しました。	子ども家庭支援センター

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
36	124	第4章 基本方針7 施策（6） 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援 ② 外国人相談事業の充実 外国人相談員等が、関係部署等と連携しながら外国人の相談に対応します。	124	第4章 基本方針7 施策（6） 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援 ② 外国人相談事業の充実【 <u>拡充</u> 】 外国人相談員等が、関係部署等と連携しながら外国人の相談に対応します。 <u>また、多文化キッズコーディネーターが、子どもと保護者、学校等の関係者に、きめ細かな対応を行います。</u> 変更理由 令和6年10月に多文化キッズコーディネーターの配置を開始したことを踏まえ、記載を修正しました。	国際化・文化芸術担当
37	126	第4章 基本方針7 施策（8） 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援 ② （記載なし）	126	第4章 基本方針7 施策（8） 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援 ② <u>セーフティ教室の実施</u> <u>児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・区民参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進します。</u> 変更理由 令和6年度に策定する「港区再犯防止推進計画」との整合を図るため、記載を修正しました。	教育指導担当
38	126	第4章 基本方針7 施策（8） 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援 ③ （記載なし）	126	第4章 基本方針7 施策（8） 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援 ③ <u>警察との連携事業</u> <u>警察と教育委員会及び学校等との連携について、学校・警察連絡協議会の場を活用するほか、学校警察連絡制度などの学校と警察との相互連絡の枠組みやスクールサポーターなどの制度を活用し、情報の共有化と共通認識の醸成を図ります。</u> 変更理由 令和6年度に策定する「港区再犯防止推進計画」との整合を図るため、記載を修正しました。	教育指導担当

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
39	126	第4章 基本方針7 施策（8）犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援 ④ 高校生世代が一人で過ごせる居場所づくり【新規】 行動範囲が広がり社会への自立に向けて多感な高校生世代のうち、家庭や学校などに居場所がなく屋外にとどまることで犯罪や非行に巻き込まれないよう、自然体で安心して過ごすことができ、必要に応じて大人に相談できる居場所を設置します。	126	第4章 基本方針7 施策（8）犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援 ④ 高校生世代の居場所づくり【新規】 行動範囲が広がり社会への自立に向けて多感な高校生世代等のうち、家庭や学校などのほかに居場所がなく屋外にとどまることで犯罪や非行に巻き込まれないよう、ひとりで過ごしたいときに安心して過ごすことができ、必要に応じて大人に相談できる居場所を設置します。 変更理由 港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会での内容を踏まえ、記載を修正しました。	子ども若者支援課
40	131	第4章 基本方針8 施策（2）生活環境の安定に向けた支援 ④ 高校生世代の居場所づくり【拡充】 高校生世代の誰もが自然体で安心できる居場所がある環境をめざし、新たに非交流の居場所づくりを行うとともに、児童館及び子ども中高生プラザの利活用を促進します。人と関わりたくない精神状態の場合や、家庭及び学校等に居場所のない高校生世代に対して、一人でいられることが保障された居場所を提供します。	131	第4章 基本方針8 施策（2）生活環境の安定に向けた支援 ④ 高校生世代の居場所づくり【拡充】 高校生世代等のうち、家庭や学校などが居場所と感じられない人に対して、安心してひとりで過ごせる居場所を提供するとともに、児童館及び子ども中高生プラザ等の利活用を促進します。 変更理由 港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会での内容を踏まえ、記載を修正しました。	子ども若者支援課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
41	138	第4章 基本方針9 施策（1）悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実 ④ 高校生世代が一人で過ごせる居場所づくり【新規】 高校生世代の誰もが自然体で安心できる居場所がある環境をめざし、人と関わりたくない精神状態の場合や、家庭及び学校等に居場所のない高校生世代に対して、一人でいられることが保障された居場所を提供するとともに、相談機能を設けます。	138	第4章 基本方針9 施策（1）悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実 ④ 高校生世代の居場所づくり【新規】 高校生世代等のうち、家庭や学校などが居場所と感じられない人に対して、安心してひとりで過ごせる居場所を提供するとともに、相談機能を設けます。 変更理由 港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会での内容を踏まえ、記載を修正しました。	子ども若者支援課
42	145	第5章 2 教育・保育提供区域の設定 【子ども・子育て支援法に基づく区域設定に当たっての視点】（略） 港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）では、比較的交通機関が発達していることや、居住地区を越えた施設利用がある現状等も踏まえ、港区全域を一つの区域としました。 教育・保育提供区域を一つに設定することにより、地区の境界付近に居住する方や勤務地等の都合、教育・保育内容の特性を踏まえた選択で、居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに柔軟に対応できるとともに、事業等の認可申請に対して、他の地区との需給調整をすることなく認可することができます。 港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）から上記の状況に変化はないことから、本計画においても、引き続き、港区全域を一つの区域とします。	145	第5章 2 教育・保育提供区域の設定 【子ども・子育て支援法に基づく区域設定に当たっての視点】（略） 港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）では、比較的交通機関が発達していることや、居住地区を越えた施設利用がある現状等も踏まえ、港区全域を一つの区域としました。 教育・保育提供区域を一つに設定することにより、地区の境界付近に居住する方や勤務地等の都合、教育・保育内容の特性を踏まえた選択で、居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに柔軟に対応することができます。 港区子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）から上記の状況に変化はないことから、本計画においても、引き続き、港区全域を一つの区域とします。 変更理由 現在、事業等の認可申請を実施していない実態を踏まえ、記載を修正しました。	子ども政策課

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）											港区子ども・若者・子育て総合支援計画											担当課																																																																																																																																																																																																																												
	P	（令和6年11月）											P	（令和7年3月）																																																																																																																																																																																																																																					
43	147	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （1）幼児教育 ＜表＞ （単位：人） <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">幼児教育</th><th colspan="2">令和6 （2024）年度</th><th colspan="2">令和7 （2025）年度</th><th colspan="2">令和8 （2026）年度</th><th colspan="2">令和9 （2027）年度</th><th colspan="2">令和10 （2028）年度</th><th colspan="2">令和11 （2029）年度</th></tr><tr><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th></tr><tr><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th></tr><tr><td rowspan="2">①見込み</td><td>認定別</td><td></td><td></td><td>1,141</td><td>892</td><td>963</td><td>861</td><td>801</td><td>844</td><td>823</td><td>874</td><td>876</td><td>922</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td colspan="2">2,033</td><td colspan="2">1,824</td><td colspan="2">1,645</td><td colspan="2">1,697</td><td colspan="2">1,798</td></tr><tr><td colspan="2">②確保方策</td><td colspan="2">2,746</td><td colspan="2">2,730</td><td colspan="2">2,750</td><td colspan="2">2,750</td><td colspan="2">2,750</td><td colspan="2">2,750</td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">697</td><td colspan="2">926</td><td colspan="2">1,105</td><td colspan="2">1,053</td><td colspan="2">952</td></tr><tr><td colspan="2">箇所数</td><td colspan="2">28 か所</td><td colspan="2">28 か所</td><td colspan="2">28 か所</td><td colspan="2">28 か所</td><td colspan="2">28 か所</td><td colspan="2">28 か所</td></tr></table>													幼児教育		令和6 （2024）年度		令和7 （2025）年度		令和8 （2026）年度		令和9 （2027）年度		令和10 （2028）年度		令和11 （2029）年度		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	①見込み	認定別			1,141	892	963	861	801	844	823	874	876	922	合計			2,033		1,824		1,645		1,697		1,798		②確保方策		2,746		2,730		2,750		2,750		2,750		2,750		過不足（②－①）				697		926		1,105		1,053		952		箇所数		28 か所		28 か所		28 か所		28 か所		28 か所		28 か所		147	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （1）幼児教育 ＜表＞ （単位：人） <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">幼児教育</th><th colspan="2">令和6 （2024）年度</th><th colspan="2">令和7 （2025）年度</th><th colspan="2">令和8 （2026）年度</th><th colspan="2">令和9 （2027）年度</th><th colspan="2">令和10 （2028）年度</th><th colspan="2">令和11 （2029）年度</th></tr><tr><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th><th colspan="2">2号 （幼児教育）</th></tr><tr><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th><th>1号</th><th>2号 （幼児教育）</th></tr><tr><td rowspan="2">①見込み</td><td>認定別</td><td></td><td></td><td>1,141</td><td>892</td><td>963</td><td>861</td><td>801</td><td>844</td><td>823</td><td>874</td><td>876</td><td>922</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td colspan="2">2,033</td><td colspan="2">1,824</td><td colspan="2">1,645</td><td colspan="2">1,697</td><td colspan="2">1,798</td></tr><tr><td colspan="2">②確保方策</td><td colspan="2">2,746</td><td colspan="2">2,700</td><td colspan="2">2,690</td><td colspan="2">2,690</td><td colspan="2">2,690</td><td colspan="2">2,690</td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">667</td><td colspan="2">866</td><td colspan="2">1,045</td><td colspan="2">993</td><td colspan="2">892</td></tr><tr><td colspan="2">箇所数</td><td colspan="2">28 か所</td><td colspan="2">28 か所</td><td colspan="2">27 か所</td><td colspan="2">27 か所</td><td colspan="2">27 か所</td><td colspan="2">27 か所</td></tr></table> 変更理由 令和7年度入園の園児募集結果から、令和7年度末をもって休園となる区立幼稚園が生じることを踏まえ、記載を修正しました。													幼児教育		令和6 （2024）年度		令和7 （2025）年度		令和8 （2026）年度		令和9 （2027）年度		令和10 （2028）年度		令和11 （2029）年度		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	①見込み	認定別			1,141	892	963	861	801	844	823	874	876	922	合計			2,033		1,824		1,645		1,697		1,798		②確保方策		2,746		2,700		2,690		2,690		2,690		2,690		過不足（②－①）				667		866		1,045		993		892		箇所数		28 か所		28 か所		27 か所		27 か所		27 か所		27 か所		教育長室 学務課
																	幼児教育		令和6 （2024）年度		令和7 （2025）年度		令和8 （2026）年度		令和9 （2027）年度		令和10 （2028）年度		令和11 （2029）年度																																																																																																																																																																																																																						
																			2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）																																																																																																																																																																																																																						
															1号	2号 （幼児教育）			1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）																																																																																																																																																																																																																							
															①見込み	認定別			1,141	892	963	861	801	844	823	874	876	922																																																																																																																																																																																																																							
																合計			2,033		1,824		1,645		1,697		1,798																																																																																																																																																																																																																								
															②確保方策		2,746		2,730		2,750		2,750		2,750		2,750																																																																																																																																																																																																																								
															過不足（②－①）				697		926		1,105		1,053		952																																																																																																																																																																																																																								
															箇所数		28 か所		28 か所		28 か所		28 か所		28 か所		28 か所																																																																																																																																																																																																																								
															幼児教育		令和6 （2024）年度		令和7 （2025）年度		令和8 （2026）年度		令和9 （2027）年度		令和10 （2028）年度		令和11 （2029）年度																																																																																																																																																																																																																								
2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）		2号 （幼児教育）																																																																																																																																																																																																																																									
1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）	1号	2号 （幼児教育）																																																																																																																																																																																																																																								
①見込み	認定別			1,141	892	963	861	801	844	823	874	876	922																																																																																																																																																																																																																																						
	合計			2,033		1,824		1,645		1,697		1,798																																																																																																																																																																																																																																							
②確保方策		2,746		2,700		2,690		2,690		2,690		2,690																																																																																																																																																																																																																																							
過不足（②－①）				667		866		1,045		993		892																																																																																																																																																																																																																																							
箇所数		28 か所		28 か所		27 か所		27 か所		27 か所		27 か所																																																																																																																																																																																																																																							

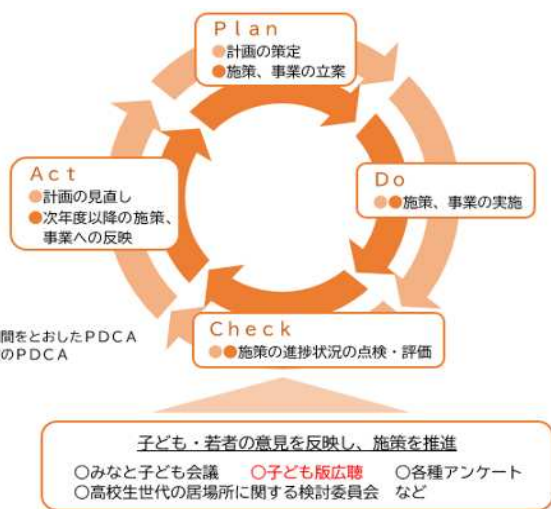
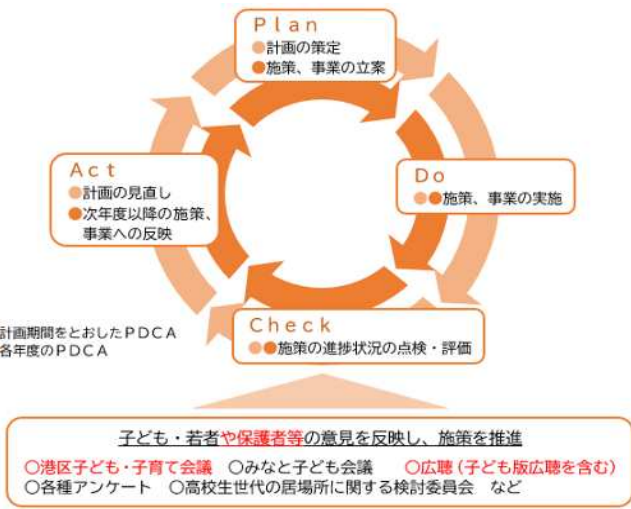
No		港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）						港区子ども・若者・子育て総合支援計画						担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																							
P		（令和6年11月）						P		（令和7年3月）																																																																																																																																																																																																																																																																																											
44	149	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （2）保育 【量の見込みと確保方策（2号認定（幼児教育以外））】 <表> 【量の見込みと確保方策（2号認定（幼児教育以外））】（単位：人） <table><tr><th colspan="2">保育 (2号認定(幼児教育以外))</th><th>令和6 (2024)年度</th><th>令和7 (2025)年度</th><th>令和8 (2026)年度</th><th>令和9 (2027)年度</th><th>令和10 (2028)年度</th><th>令和11 (2029)年度</th></tr><tr><td colspan="2">①見込み</td><td></td><td>3,185</td><td>3,073</td><td>3,012</td><td>3,118</td><td>3,293</td></tr><tr><td rowspan="4">②確保方策</td><td>合計</td><td>4,466</td><td>4,409</td><td>4,474</td><td>4,562</td><td>4,622</td><td>4,654</td></tr><tr><td>特定教育・ 保育施設</td><td>3,752</td><td>3,763</td><td>3,828</td><td>3,916</td><td>3,976</td><td>4,008</td></tr><tr><td>特定地域型 保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)</td><td>714</td><td>646</td><td>646</td><td>646</td><td>646</td><td>646</td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td></td><td>1,224</td><td>1,401</td><td>1,550</td><td>1,504</td><td>1,361</td></tr></table>						保育 (2号認定(幼児教育以外))		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	①見込み			3,185	3,073	3,012	3,118	3,293	②確保方策	合計	4,466	4,409	4,474	4,562	4,622	4,654	特定教育・ 保育施設	3,752	3,763	3,828	3,916	3,976	4,008	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	714	646	646	646	646	646	過不足（②－①）			1,224	1,401	1,550	1,504	1,361	149	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （2）保育 【量の見込みと確保方策（2号認定（幼児教育以外））】 <表> 【量の見込みと確保方策（2号認定（幼児教育以外））】（単位：人） <table><tr><th colspan="2">保育 (2号認定(幼児教育以外))</th><th>令和6 (2024)年度</th><th>令和7 (2025)年度</th><th>令和8 (2026)年度</th><th>令和9 (2027)年度</th><th>令和10 (2028)年度</th><th>令和11 (2029)年度</th></tr><tr><td colspan="2">①見込み</td><td></td><td>3,185</td><td>3,073</td><td>3,012</td><td>3,118</td><td>3,293</td></tr><tr><td rowspan="4">②確保方策</td><td>合計</td><td>4,466</td><td>4,406</td><td>4,471</td><td>4,559</td><td>4,619</td><td>4,651</td></tr><tr><td>特定教育・ 保育施設</td><td>3,752</td><td>3,760</td><td>3,825</td><td>3,913</td><td>3,973</td><td>4,005</td></tr><tr><td>特定地域型 保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)</td><td>714</td><td>646</td><td>646</td><td>646</td><td>646</td><td>646</td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td></td><td>1,221</td><td>1,398</td><td>1,547</td><td>1,501</td><td>1,358</td></tr></table> 変更理由 変更予定であった案件の取止め等を踏まえ、記載を修正しました。						保育 (2号認定(幼児教育以外))		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	①見込み			3,185	3,073	3,012	3,118	3,293	②確保方策	合計	4,466	4,406	4,471	4,559	4,619	4,651	特定教育・ 保育施設	3,752	3,760	3,825	3,913	3,973	4,005	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	714	646	646	646	646	646	過不足（②－①）			1,221	1,398	1,547	1,501	1,358	子ども政策課																																																																																																																																																																												
保育 (2号認定(幼児教育以外))		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度																																																																																																																																																																																																																																																																																														
①見込み			3,185	3,073	3,012	3,118	3,293																																																																																																																																																																																																																																																																																														
②確保方策	合計	4,466	4,409	4,474	4,562	4,622	4,654																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	特定教育・ 保育施設	3,752	3,763	3,828	3,916	3,976	4,008																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	714	646	646	646	646	646																																																																																																																																																																																																																																																																																														
過不足（②－①）			1,224	1,401	1,550	1,504	1,361																																																																																																																																																																																																																																																																																														
保育 (2号認定(幼児教育以外))		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度																																																																																																																																																																																																																																																																																														
①見込み			3,185	3,073	3,012	3,118	3,293																																																																																																																																																																																																																																																																																														
②確保方策	合計	4,466	4,406	4,471	4,559	4,619	4,651																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	特定教育・ 保育施設	3,752	3,760	3,825	3,913	3,973	4,005																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	714	646	646	646	646	646																																																																																																																																																																																																																																																																																														
過不足（②－①）			1,221	1,398	1,547	1,501	1,358																																																																																																																																																																																																																																																																																														
45	149	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （2）保育 【量の見込みと確保方策（3号認定）】 <表> 【量の見込みと確保方策（3号認定）】（単位：人） <table><tr><th colspan="2">保育 (3号認定)</th><th colspan="2">令和6 (2024)年度</th><th colspan="2">令和7 (2025)年度</th><th colspan="2">令和8 (2026)年度</th><th colspan="2">令和9 (2027)年度</th><th colspan="2">令和10 (2028)年度</th><th colspan="2">令和11 (2029)年度</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>0歳</th><th>1・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th></tr><tr><td colspan="2">①見込み</td><td></td><td></td><td>546</td><td>1,178</td><td>1,272</td><td>564</td><td>1,294</td><td>1,318</td><td>571</td><td>1,336</td><td>1,448</td><td>581</td><td>1,353</td><td>1,495</td><td>591</td><td>1,376</td><td>1,514</td></tr><tr><td rowspan="4">②確保方策</td><td>合計</td><td>972</td><td>3,074</td><td>982</td><td>1,502</td><td>1,614</td><td>994</td><td>1,527</td><td>1,635</td><td>994</td><td>1,527</td><td>1,630</td><td>1,006</td><td>1,547</td><td>1,652</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定教育・ 保育施設</td><td>753</td><td>2,344</td><td>764</td><td>1,139</td><td>1,238</td><td>776</td><td>1,164</td><td>1,259</td><td>776</td><td>1,164</td><td>1,254</td><td>788</td><td>1,184</td><td>1,276</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定地域型 保育事業</td><td>66</td><td>135</td><td>64</td><td>68</td><td>69</td><td>64</td><td>68</td><td>69</td><td>64</td><td>68</td><td>69</td><td>64</td><td>68</td><td>69</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)</td><td>153</td><td>595</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td></td><td></td><td>436</td><td>324</td><td>342</td><td>430</td><td>233</td><td>317</td><td>423</td><td>191</td><td>182</td><td>413</td><td>174</td><td>135</td><td>415</td><td>171</td><td>138</td></tr></table>						保育 (3号認定)		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度		令和9 (2027)年度		令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度				0歳	1・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	①見込み				546	1,178	1,272	564	1,294	1,318	571	1,336	1,448	581	1,353	1,495	591	1,376	1,514	②確保方策	合計	972	3,074	982	1,502	1,614	994	1,527	1,635	994	1,527	1,630	1,006	1,547	1,652				特定教育・ 保育施設	753	2,344	764	1,139	1,238	776	1,164	1,259	776	1,164	1,254	788	1,184	1,276				特定地域型 保育事業	66	135	64	68	69	64	68	69	64	68	69	64	68	69				認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	153	595	154	295	307	154	295	307	154	295	307	154	295	307				過不足（②－①）				436	324	342	430	233	317	423	191	182	413	174	135	415	171	138	149	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （2）保育 【量の見込みと確保方策（3号認定）】 <表> 【量の見込みと確保方策（3号認定）】（単位：人） <table><tr><th colspan="2">保育 (3号認定)</th><th colspan="2">令和6 (2024)年度</th><th colspan="2">令和7 (2025)年度</th><th colspan="2">令和8 (2026)年度</th><th colspan="2">令和9 (2027)年度</th><th colspan="2">令和10 (2028)年度</th><th colspan="2">令和11 (2029)年度</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>0歳</th><th>1・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th><th>1歳・2歳</th></tr><tr><td colspan="2">①見込み</td><td></td><td></td><td>546</td><td>1,178</td><td>1,272</td><td>564</td><td>1,294</td><td>1,318</td><td>571</td><td>1,336</td><td>1,448</td><td>581</td><td>1,353</td><td>1,495</td><td>591</td><td>1,376</td><td>1,514</td></tr><tr><td rowspan="4">②確保方策</td><td>合計</td><td>971</td><td>3,075</td><td>985</td><td>1,504</td><td>1,612</td><td>997</td><td>1,529</td><td>1,633</td><td>997</td><td>1,529</td><td>1,628</td><td>1,009</td><td>1,549</td><td>1,650</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定教育・ 保育施設</td><td>753</td><td>2,344</td><td>764</td><td>1,141</td><td>1,239</td><td>776</td><td>1,166</td><td>1,260</td><td>776</td><td>1,166</td><td>1,255</td><td>788</td><td>1,186</td><td>1,277</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定地域型 保育事業</td><td>66</td><td>135</td><td>67</td><td>68</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>66</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)</td><td>152</td><td>596</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td>154</td><td>295</td><td>307</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">過不足（②－①）</td><td></td><td></td><td>439</td><td>326</td><td>340</td><td>433</td><td>235</td><td>315</td><td>426</td><td>193</td><td>180</td><td>416</td><td>176</td><td>133</td><td>418</td><td>173</td><td>136</td></tr></table> 変更理由 各年齢の定員を設けていない施設の按分計算の精査や変更予定であった案件の取止め等を踏まえ、記載を修正しました。						保育 (3号認定)		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度		令和9 (2027)年度		令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度				0歳	1・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	①見込み				546	1,178	1,272	564	1,294	1,318	571	1,336	1,448	581	1,353	1,495	591	1,376	1,514	②確保方策	合計	971	3,075	985	1,504	1,612	997	1,529	1,633	997	1,529	1,628	1,009	1,549	1,650				特定教育・ 保育施設	753	2,344	764	1,141	1,239	776	1,166	1,260	776	1,166	1,255	788	1,186	1,277				特定地域型 保育事業	66	135	67	68	66	67	68	66	67	68	66	67	68	66				認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	152	596	154	295	307	154	295	307	154	295	307	154	295	307				過不足（②－①）				439	326	340	433	235	315	426	193	180	416	176	133	418	173	136	子ども政策課
保育 (3号認定)		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度		令和9 (2027)年度		令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		0歳	1・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳																																																																																																																																																																																																																																																																																								
①見込み				546	1,178	1,272	564	1,294	1,318	571	1,336	1,448	581	1,353	1,495	591	1,376	1,514																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②確保方策	合計	972	3,074	982	1,502	1,614	994	1,527	1,635	994	1,527	1,630	1,006	1,547	1,652																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	特定教育・ 保育施設	753	2,344	764	1,139	1,238	776	1,164	1,259	776	1,164	1,254	788	1,184	1,276																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	特定地域型 保育事業	66	135	64	68	69	64	68	69	64	68	69	64	68	69																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	153	595	154	295	307	154	295	307	154	295	307	154	295	307																																																																																																																																																																																																																																																																																						
過不足（②－①）				436	324	342	430	233	317	423	191	182	413	174	135	415	171	138																																																																																																																																																																																																																																																																																			
保育 (3号認定)		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度		令和9 (2027)年度		令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		0歳	1・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳	0歳	1歳・2歳																																																																																																																																																																																																																																																																																								
①見込み				546	1,178	1,272	564	1,294	1,318	571	1,336	1,448	581	1,353	1,495	591	1,376	1,514																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②確保方策	合計	971	3,075	985	1,504	1,612	997	1,529	1,633	997	1,529	1,628	1,009	1,549	1,650																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	特定教育・ 保育施設	753	2,344	764	1,141	1,239	776	1,166	1,260	776	1,166	1,255	788	1,186	1,277																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	特定地域型 保育事業	66	135	67	68	66	67	68	66	67	68	66	67	68	66																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	認可外保育施設 (保母室・遊・保育サポート)	152	596	154	295	307	154	295	307	154	295	307	154	295	307																																																																																																																																																																																																																																																																																						
過不足（②－①）				439	326	340	433	235	315	426	193	180	416	176	133	418	173	136																																																																																																																																																																																																																																																																																			

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）						港区子ども・若者・子育て総合支援計画						担当課																																																																						
	P	（令和6年11月）					P	（令和7年3月）																																																																											
46	149	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （2）保育 【箇所数】 <表> 【箇所数】 （単位：箇所） <table><tr><th>保育施設等</th><th>令和6 （2024）年度</th><th>令和7 （2025）年度</th><th>令和8 （2026）年度</th><th>令和9 （2027）年度</th><th>令和10 （2028）年度</th><th>令和11 （2029）年度</th></tr><tr><td>合計</td><td>128</td><td>130</td><td>132</td><td>132</td><td>133</td><td>134</td></tr><tr><td>特定教育・保育施設</td><td>89</td><td>91</td><td>93</td><td>93</td><td>94</td><td>95</td></tr><tr><td>特定地域型 保育事業</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>認可外保育施設 （保母室・託児・保母サポート）</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td></tr></table>					保育施設等	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	合計	128	130	132	132	133	134	特定教育・保育施設	89	91	93	93	94	95	特定地域型 保育事業	10	10	10	10	10	10	認可外保育施設 （保母室・託児・保母サポート）	29	29	29	29	29	29	149	第5章 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （2）保育 【箇所数】 <表> 【箇所数】 （単位：箇所） <table><tr><th>保育施設等</th><th>令和6 （2024）年度</th><th>令和7 （2025）年度</th><th>令和8 （2026）年度</th><th>令和9 （2027）年度</th><th>令和10 （2028）年度</th><th>令和11 （2029）年度</th></tr><tr><td>合計</td><td>128</td><td>130</td><td>132</td><td>132</td><td>132</td><td>134</td></tr><tr><td>特定教育・保育施設</td><td>89</td><td>91</td><td>93</td><td>93</td><td>93</td><td>95</td></tr><tr><td>特定地域型 保育事業</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>認可外保育施設 （保母室・託児・保母サポート）</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td></tr></table> 変更理由 新規開設園の開設年度を変更したことを踏まえ、記載を修正しました。					保育施設等	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	合計	128	130	132	132	132	134	特定教育・保育施設	89	91	93	93	93	95	特定地域型 保育事業	10	10	10	10	10	10	認可外保育施設 （保母室・託児・保母サポート）	29	29	29	29	29	29	子ども政策課
保育施設等	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																																																													
合計	128	130	132	132	133	134																																																																													
特定教育・保育施設	89	91	93	93	94	95																																																																													
特定地域型 保育事業	10	10	10	10	10	10																																																																													
認可外保育施設 （保母室・託児・保母サポート）	29	29	29	29	29	29																																																																													
保育施設等	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																																																													
合計	128	130	132	132	132	134																																																																													
特定教育・保育施設	89	91	93	93	93	95																																																																													
特定地域型 保育事業	10	10	10	10	10	10																																																																													
認可外保育施設 （保母室・託児・保母サポート）	29	29	29	29	29	29																																																																													

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）						P	港区子ども・若者・子育て総合支援計画						担当課																																																																				
	P	（令和6年11月）						P	（令和7年3月）																																																																									
48	159	第5章 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 （9）一時預かり事業（幼稚園型） ＜確保方策＞ 令和6（2024）年度現在、区立幼稚園全園12園、私立幼稚園9園、区立認定こども園1園で預かり保育を実施しています。今後も、各年の利用状況を確認しながら、必要な定員を確保します。 ＜表＞ （単位：人日／年） <table><tr><th></th><th>令和6 （2024）年度</th><th>令和7 （2025）年度</th><th>令和8 （2026）年度</th><th>令和9 （2027）年度</th><th>令和10 （2028）年度</th><th>令和11 （2029）年度</th></tr><tr><td>①見込み</td><td></td><td>50,359</td><td>47,440</td><td>44,941</td><td>48,681</td><td>54,155</td></tr><tr><td>②確保方策</td><td>77,093</td><td>77,093</td><td>77,093</td><td>77,093</td><td>77,093</td><td>77,093</td></tr><tr><td>過不足（②－①）</td><td></td><td>26,734</td><td>29,653</td><td>32,152</td><td>28,412</td><td>22,938</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td></tr></table>						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	①見込み		50,359	47,440	44,941	48,681	54,155	②確保方策	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093	過不足（②－①）		26,734	29,653	32,152	28,412	22,938	箇所数	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	第5章 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 （9）一時預かり事業（幼稚園型） ＜確保方策＞ 令和6（2024）年度現在、区立幼稚園全12園、私立幼稚園8園、区立認定こども園1園で預かり保育を実施しています。今後も、各年の利用状況を確認しながら、必要な定員を確保します。 ＜表＞ （単位：人日／年） <table><tr><th></th><th>令和6 （2024）年度</th><th>令和7 （2025）年度</th><th>令和8 （2026）年度</th><th>令和9 （2027）年度</th><th>令和10 （2028）年度</th><th>令和11 （2029）年度</th></tr><tr><td>①見込み</td><td></td><td>50,359</td><td>47,440</td><td>44,941</td><td>48,681</td><td>54,155</td></tr><tr><td>②確保方策</td><td>77,093</td><td>77,093</td><td>74,033</td><td>74,033</td><td>74,033</td><td>74,033</td></tr><tr><td>過不足（②－①）</td><td></td><td>26,734</td><td>26,593</td><td>29,092</td><td>25,352</td><td>19,878</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>21 か所</td><td>21 か所</td><td>20 か所</td><td>20 か所</td><td>20 か所</td><td>20 か所</td></tr></table> 変更理由 令和7年度入園の園児募集結果から、令和7年度末をもって休園となる区立幼稚園が生じること等を踏まえ、記載を修正しました。						令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度	①見込み		50,359	47,440	44,941	48,681	54,155	②確保方策	77,093	77,093	74,033	74,033	74,033	74,033	過不足（②－①）		26,734	26,593	29,092	25,352	19,878	箇所数	21 か所	21 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	教育長室 学務課
			令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																																																										
①見込み		50,359	47,440	44,941	48,681	54,155																																																																												
②確保方策	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093																																																																												
過不足（②－①）		26,734	29,653	32,152	28,412	22,938																																																																												
箇所数	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所																																																																												
	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度																																																																												
①見込み		50,359	47,440	44,941	48,681	54,155																																																																												
②確保方策	77,093	77,093	74,033	74,033	74,033	74,033																																																																												
過不足（②－①）		26,734	26,593	29,092	25,352	19,878																																																																												
箇所数	21 か所	21 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所																																																																												

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）						P	港区子ども・若者・子育て総合支援計画						担当課																																																																					
	P	(令和6年11月)						P	(令和7年3月)																																																																										
49	160	第5章 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (10) 一時預かり事業（幼稚園型を除く） <確保方策> 令和6（2024）年度までに、保育園や子育てひろば「あっぱい」等20か所で事業を実施し、105,433人の定員を確保しています。令和7（2025）年7月には、新たに子育てひろば「あっぱい高輪」で事業を開始するなど、事業の拡充を図ります。 <表> <table><tr><td></td><td>令和6 (2024) 年度</td><td>令和7 (2025) 年度</td><td>令和8 (2026) 年度</td><td>令和9 (2027) 年度</td><td>令和10 (2028) 年度</td><td>令和11 (2029) 年度</td></tr><tr><td>①見込み</td><td></td><td>41,768</td><td>42,187</td><td>42,796</td><td>43,968</td><td>45,484</td></tr><tr><td>②確保方策</td><td>105,433</td><td>105,433</td><td>116,383</td><td>116,383</td><td>116,383</td><td>116,383</td></tr><tr><td>過不足（②－①）</td><td></td><td>63,665</td><td>74,196</td><td>73,587</td><td>72,415</td><td>70,899</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>20 か所</td><td>20 か所</td><td>21 か所</td><td>21 か所</td><td>21 か所</td><td>21 か所</td></tr></table>						令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	①見込み		41,768	42,187	42,796	43,968	45,484	②確保方策	105,433	105,433	116,383	116,383	116,383	116,383	過不足（②－①）		63,665	74,196	73,587	72,415	70,899	箇所数	20 か所	20 か所	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所	160	第5章 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (10) 一時預かり事業（幼稚園型を除く） <確保方策> 令和6（2024）年度までに、保育園や子育てひろば「あっぱい」等20か所で事業を実施し、105,433人の定員を確保しています。令和7（2025）年5月には台場保育園、同年7月には子育てひろば「あっぱい高輪」で事業を開始するなど、事業の拡充を図ります。 <表> <table><tr><td></td><td>令和6 (2024) 年度</td><td>令和7 (2025) 年度</td><td>令和8 (2026) 年度</td><td>令和9 (2027) 年度</td><td>令和10 (2028) 年度</td><td>令和11 (2029) 年度</td></tr><tr><td>①見込み</td><td></td><td>41,768</td><td>42,187</td><td>42,796</td><td>43,968</td><td>45,484</td></tr><tr><td>②確保方策</td><td>105,433</td><td>105,433</td><td>117,009</td><td>117,009</td><td>117,009</td><td>117,009</td></tr><tr><td>過不足（②－①）</td><td></td><td>63,665</td><td>74,822</td><td>74,213</td><td>73,041</td><td>71,525</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>20 か所</td><td>20 か所</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td><td>22 か所</td></tr></table> 変更理由 令和7年5月から台場保育園において一時保育を実施することを踏まえ、記載を修正しました。						令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	①見込み		41,768	42,187	42,796	43,968	45,484	②確保方策	105,433	105,433	117,009	117,009	117,009	117,009	過不足（②－①）		63,665	74,822	74,213	73,041	71,525	箇所数	20 か所	20 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	保育課
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度																																																																													
①見込み		41,768	42,187	42,796	43,968	45,484																																																																													
②確保方策	105,433	105,433	116,383	116,383	116,383	116,383																																																																													
過不足（②－①）		63,665	74,196	73,587	72,415	70,899																																																																													
箇所数	20 か所	20 か所	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所																																																																													
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度																																																																													
①見込み		41,768	42,187	42,796	43,968	45,484																																																																													
②確保方策	105,433	105,433	117,009	117,009	117,009	117,009																																																																													
過不足（②－①）		63,665	74,822	74,213	73,041	71,525																																																																													
箇所数	20 か所	20 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所																																																																													

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）			港区子ども・若者・子育て総合支援計画			担当課																																																																															
	P	（令和6年11月）		P	（令和7年3月）																																																																																	
50	170	第5章 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 （20）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ＜量の見込みの算出方法＞ 【国の手引きを用いて算出】 令和7（2025）年度以降の0歳から2歳の推計児童数から、各年度における保育施設の利用見込み数を差し引いた児童数に、 <u>月の受入れ上限時間である10時間</u> を乗じて、 <u>量の見込み</u> を算出します。 ＜確保方策＞ 区内の特定教育・保育施設等の定員の空きを活用するなど、受入れに必要な <u>確保方策について、今後検討します。</u> ＜表＞ （記載なし）		170	第5章 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 （20）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ＜量の見込みの算出方法＞ 【国の手引きを用いて算出】 令和7（2025）年度以降の0歳から2歳の推計児童数から、各年度における保育施設の利用見込み数を差し引いた児童数に、 <u>月一定時間※</u> を乗じて算出します。 <u>※ 月一定時間は、本制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間とします。</u> ＜確保方策＞ 区内の特定教育・保育施設等の定員の空きを活用するなど、受入れに必要な <u>時間を確保します。</u> ＜表＞ （単位：時間／月） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">令和7 （2025）年度</th><th colspan="3">令和8 （2026）年度</th><th colspan="3">令和9 （2027）年度</th><th colspan="3">令和10 （2028）年度</th><th colspan="3">令和11 （2029）年度</th></tr><tr><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th></tr><tr><td>①見込み</td><td></td><td></td><td></td><td>10,710</td><td>13,760</td><td>10,800</td><td>10,840</td><td>14,210</td><td>11,860</td><td>11,030</td><td>14,390</td><td>12,250</td><td>11,220</td><td>14,640</td><td>12,400</td></tr><tr><td>②確保方策</td><td></td><td></td><td></td><td>75,680</td><td>41,008</td><td>55,792</td><td>74,448</td><td>33,616</td><td>32,032</td><td>73,744</td><td>32,384</td><td>25,696</td><td>73,040</td><td>30,096</td><td>24,288</td></tr><tr><td>過不足 （②－①）</td><td></td><td></td><td></td><td>64,970</td><td>27,248</td><td>44,992</td><td>63,608</td><td>19,406</td><td>20,172</td><td>62,714</td><td>17,994</td><td>13,446</td><td>61,820</td><td>15,456</td><td>11,888</td></tr></table> ※ 令和7（2025）年度は当該制度の本格実施前のため、量の見込み及び確保方策は記載していません。 変更理由 こども誰でも通園制度に関する基準省令がこども家庭庁から発出されたことを踏まえ、記載を修正しました。			令和7 （2025）年度			令和8 （2026）年度			令和9 （2027）年度			令和10 （2028）年度			令和11 （2029）年度			0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	①見込み				10,710	13,760	10,800	10,840	14,210	11,860	11,030	14,390	12,250	11,220	14,640	12,400	②確保方策				75,680	41,008	55,792	74,448	33,616	32,032	73,744	32,384	25,696	73,040	30,096	24,288	過不足 （②－①）				64,970	27,248	44,992	63,608	19,406	20,172	62,714	17,994	13,446	61,820	15,456	11,888	子ども政策課
	令和7 （2025）年度			令和8 （2026）年度				令和9 （2027）年度			令和10 （2028）年度			令和11 （2029）年度																																																																								
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳																																																																							
①見込み				10,710	13,760	10,800	10,840	14,210	11,860	11,030	14,390	12,250	11,220	14,640	12,400																																																																							
②確保方策				75,680	41,008	55,792	74,448	33,616	32,032	73,744	32,384	25,696	73,040	30,096	24,288																																																																							
過不足 （②－①）				64,970	27,248	44,992	63,608	19,406	20,172	62,714	17,994	13,446	61,820	15,456	11,888																																																																							

No		港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課	
P		（令和6年11月）		P		（令和7年3月）	
51	174	第6章 2 進捗管理 本計画に計上した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。 毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。各施策の進捗状況の把握・評価に当たっては、子ども・若者や保護者、その他関係者の考えや意見を様々な手法で汲み取り、その思いを適切に施策に反映します。また、港区子育て支援推進会議において、全庁で組織横断的に事業の検討・調整を行います。 計画の中間年度（3年目）及び最終年度（5年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえて計画の見直しを行います。 		175	第6章 2 進捗管理 本計画に計上した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。 毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。各施策の進捗状況の評価に当たっては、<u>港区子ども・子育て会議やみなと子ども会議等において</u>、子ども・若者や保護者、その他関係者の考えや意見を汲み取り、その思いを適切に施策に反映します。 計画の中間年度（3年目）及び最終年度（5年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえて計画の見直しを行います。 		子ども政策課
変更理由 子ども・子育て会議やみなと子ども会議等において意見聴取することを踏まえ、記載を修正しました。							

No	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）		港区子ども・若者・子育て総合支援計画		担当課
	P	（令和6年11月）	P	（令和7年3月）	
52	187	資料編 <u>5</u> 子ども・若者の意見聴取 （記載なし）	181～ 185	資料編 <u>3</u> 子ども・若者の意見聴取 <u>みなと子ども会議で出た子ども・若者の意見を記載</u> 変更理由 令和6年5月から12月までに実施したみなと子ども会議で出た子ども・若者の意見を踏まえ、記載を追加しました。	子ども政策課